

下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会（第11回）議事概要

平成17年11月7日実施（札幌地域委員会庶務）

1 日時 11月7日午後1時10分（午後3時00分閉会）

2 場所 札幌高等裁判所5階第1中会議室

3 出席者

（委員長）門野 博（地裁所長）

（委員）後藤 徹（弁護士）、川端伸也（地検検事正）、長井敬子（人権擁護委員）、吉田克己（大学教授）

（庶務）甲斐札幌高裁総務課長、須田札幌高裁総務課課長補佐

（説明者）河合札幌高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

(2) 協議

平成18年4月期の判事の再任候補者に関する情報の取りまとめについて

5 議事

(1) 報告

庶務（甲斐課長）から、下級裁判所裁判官指名諮問委員会第18回委員会の議事概要について報告

(2) 協議

ア 庶務から平成18年4月期の判事の再任候補者について弁護士から1件の情報提供があったことを説明し、提供のあった情報を指名諮問委員会に送付することの可否について協議した結果、今回提供のあった情報については、指名諮問委員会に送付しないこととされた。協議に際し、委員から次のような意見が出された。

- ・ 提供される情報が少ない中であって、せっかく提出された情報であるから、指名諮問委員会に送付して、指名の適否に関する資料とすべきである。

情報の内容が具体的ではないという指摘があるが、仮にそうであるならば、情報提供者に具体的な内容を確認した上で、提供のあった情報を指名諮問委員会に送付するかどうかを検討すべきである。

- ・ 資料として提出のあった判決をみると複数の被告人がいて、それぞれに弁護人が付いているが、他の弁護人からは、今回情報として提供のあった趣旨の指摘はされていない。この点を考慮すると、問題とされている判決について審理の経過に問題があったとまでは言えないのではないかと思われる。従って、提供のあった情報は、対象の裁判官の再任を拒否するとまでの資料にはならないと思われるので、指名諮問委員会に送付する必要はない。
- ・ 提供のあった情報は、判決の内容に関するものと、訴訟指揮に関するものであるが、判決については特に問題があるとは思われないし、訴訟指揮については具体的な記載がない。地域委員会としては、情報提供者が積極的に提供してきた情報を取り上げることで十分であると思うし、提供のあった情報が不十分であるということで、その不十分な点をすべて調査するということになるタイミングがないように思われる。
- ・ 指名諮問委員会としては、裁判官の独立に影響を及ぼすことが許されないのは当然のことであるので、判決の内容について意見を述べることはできないのであり、裁判官の指名の適否について「判決」を資料とすることができる場合は、判決が一見して形式的に不適格であるというような限定的な場合に限られると思われる。今回提供のあった情報について見ると、判決の内容については、形式的に不適格とは考えられないので、この判決を資料として使うことはできないと思われる。これに対し、訴訟指揮の点については、主観的で、具体性を欠き資料の添付がない場合であっても、このような情報が提供されたこと自体に意味があると考えられるので、今回提供のあった情報は、指名諮問委員会に送付することが相当である。
- ・ 訴訟指揮も裁判の内容であることから、適法な訴訟指揮であれば、指名

諮問委員会がその内容に立ち入ることはできないし、訴訟指揮については、一方当事者が相手方当事者に組みしていると感じるのに対し、相手方当事者は正当な訴訟指揮であると考えられる場合も十分に想定される。今回指摘のあった訴訟指揮については違法なものとは考えられないし、一方当事者側の意見に過ぎないと考えられる。判決に関する情報も指名の適否に関する重要な情報とは考えられないので、指名諮問委員会に送付する必要はない。

イ 第10回札幌地域委員会の議事概要については、事前に各委員に送付した案の一部を修正して確定した。

ウ 9月15日付けで北海道弁護士会連合会理事長名で当地域委員会委員長宛に提出された要望書の取扱いについて協議した結果、要望事項(1)の「道内の裁判所に在職するすべての候補者、あるいは少なくとも審議対象となっているすべての候補者に関する情報を受け付ける旨の依頼文書を、4単位会全部に対して送付すること。」に関しては、これまでの指名諮問委員会における協議の経過にかんがみ、当地域委員会として特段の措置はとらないこととし、要望事項(2)の「全国の候補者のうち、過去10年間に札幌高等裁判所及び道内の各地方・家庭裁判所に在職していた候補者に関する情報を、現に当該候補者が在職している裁判所等に対応する地域委員会において受け付ける旨の依頼文書を、4単位会全部に対して送付すること。」については、新たな提案内容を含んでいることや全国的に統一した取扱いを要する事項であることにかんがみ、要望の内容を当地域委員会から指名諮問委員会に伝えることとした。また、要望事項について当地域委員会としてこのような取扱いとしたことにつき、当地域委員会委員長から北海道弁護士会連合会理事長に対して書面で伝えることとされた。いずれについても、その具体的内容については委員長に一任することとされた。

(3) 次回開催予定

次回の開催日時はおって調整することとされた。